

広原横穴群

緊急発掘調査報告書

宮崎市文化財調査報告書

第 5 集

1979

宮崎市教育委員会



第1号横穴線刻画（西側壁線刻画）



第1号横穴線刻画（東側壁線刻画）

はじめに

宮崎市は、昭和45年4月1日に、宮崎市文化財保護条例を制定し、文化財の調査、保護に努力しているところでございます。

昭和48年に、宮崎市文化財調査報告書第1集「石神遺跡」を発刊して以来、本報告書で第5集を数えることになりました。

なかには、宮崎市指定天然記念物「アカウミガメ繁殖地」の保護調査報告書が、第4集として含まれておりますが、他は、埋蔵文化財の発掘調査報告書となっております。

特に、第3集として発刊いたしました「下北方地下式横穴第5号」につきましては、宮崎地方における地下式横穴の性格について、問題を提起したものであり、多くの研究者から励ましを受けているところでございます。

また、本報告書においては、宮崎地方においては稀薄であるといわれてきた、装飾古墳(線刻壁面)に、1資料を加えることができたことは意義あるものと考えます。

本報告書が、過去において刊行した報告書同様に、関係各位の参考となれば幸いです。

この報告書刊行にいたるまでに、発掘調査はもとより、資料整理、編集等にあられた各位に深甚の謝意を表します。

昭和54年3月31日

宮崎市教育長 黒 木 定 彌

例 言

1. 本書は、宮崎市教育委員会が、昭和52年9月16日から9月18日まで実施した、広原横穴群の緊急発掘調査報告書である。
2. 発掘調査には、石川恒太郎、野間重孝があたり、資料整理には、野間重孝、北郷泰道があたった。
3. 本文の執筆には、野間重孝があたった。
4. 「横穴」の名称については、他地域では「横穴墓」を一般的に使用しているが、宮崎では、過去、「横穴」と呼称しているため、本調査報告では「横穴」で統一する。
5. 地下に埋葬施設をもつ構造について、「地下式横穴」、「地下式墳」、「地下式古墳」等の名称が研究者によって違っているが、本報告書では「地下式横穴」を使用し、参考文献からの引用については、文献使用名称を用いた。
6. 挿図の実測、トレスには、北郷泰道があたった。
7. 写真撮影には、野間重孝があたった。
8. 本書の編集には、野間重孝があたった。
9. 本書における出土遺物は、宮崎市教育委員会が保管している。

昭和54年3月31日

宮 崎 市 教 育 委 員 会

本文目次

序章	調査の経過と調査団の組織	1
第1章	位置と歴史的環境	3
第2章	横穴群	4
I.	第1号横穴	5
1.	位置と現状	5
2.	構造	5
3.	遺物	5
II.	第2号横穴	5
1.	位置と現状	5
2.	構造	5
3.	遺物	6
III.	第3号横穴	6
1.	位置と現状	6
2.	構造	6
3.	遺物	6
IV.	第4号横穴	7
1.	位置と現状	7
2.	構造	7
3.	遺物	7
V.	第5号横穴	8
1.	位置と現状	8
2.	構造	8
3.	遺物	9
VI.	第6号横穴	10
1.	位置と現状	10
2.	構造	10
3.	遺物	10
第3章	壁画	11
I.	第1号横穴線刻画	11
1.	東側壁線刻画	11
2.	西側壁線刻画	12
II.	第3号横穴線刻画	13
1.	東側壁線刻画	13
2.	西側壁線刻画	13
3.	奥壁線刻画	13
III.	宮崎地方における横穴及び地下式横穴にみられる壁画	14
1.	彩色壁画	14
2.	形象壁画	14
3.	線刻壁画	15
第4章	結語	16

挿 図 目 次

第1図	広原横穴群周辺地形図	2
第2図	広原横穴群第1号～8号位置図	4
第3図	第1号横穴実測図	19
第4図	第1号横穴線刻画実測図	19
第5図	第3号横穴実測図	20
第6図	第5号横穴実測図	20
第7図	第1号横穴遺物実測図	21
第8図	第2号横穴遺物実測図	21
第9図	第3号横穴遺物実測図	21
第10図	第4号横穴遺物実測図	21
第11図	第5号横穴遺物実測図	22
第12図	第6号横穴遺物実測図	23
第13図	第3号横穴遺物拓影	23

図 版 目 次

図版1	広原横穴群第2号～6号全景	25
図版2	第5号横穴現況構造	25
図版3	第1号横穴、第2号横穴出土遺物〔鉢形土器、皿状土器、甕形土器〕	26
図版4	第3号横穴出土遺物〔埴蓋、埴身、甕形土器〕	26
図版5	第4号横穴出土遺物〔坏身、壺形土器底部、盤〕	26
図版6	第5号横穴出土遺物〔坏蓋、埴蓋、埴身〕	27
図版7	第6号横穴出土遺物〔埴蓋、埴身、坏身〕	26
図版8	第1号横穴線刻画	28
図版9	第1号横穴線刻画	29
図版10	第3号横穴線刻画	30

序章 調査の経過と調査団の組織

広原横穴群（宮崎市大字広原字菅牟田7,520番地他）は、昭和19年12月15日に県指定住吉村古墳の1部として指定されていたものである。所在、構造等についてはあまり知られていなかった。昭和52年、大字広原字麓地区の共同墓地在整備、改装されることになり、従来の墓地を拡張するに伴い、北側丘陵の南斜面が削除された。このことによって、5基の横穴が切り取られて再発見となったものである。

このことについては、県総合博物館学芸員、茂山護氏によって宮崎市教育委員会に連絡があり、筆者は、早速、昭和52年4月22日に社会教育課長補佐、住吉支所長を伴って現地調査を行った。この時、すでに5基の横穴は大部分を削除されており、構造の1部分を残しているのみであったが、削除を受けてない2基の横穴が、開口状態で西側に存在することが確認された。

本調査は、9月16日から18日の3日間の予定で削除された横穴のみの調査ということで実施されることになった。

発掘調査に入ってから、周辺をくまなく調査していたところ、削除されている5基の横穴からやや東に離れた位置に、玄室の天井部が陥没した状態の横穴が1基発見されたため、この横穴も調査対象とすることになった。横穴は、東から第1号とし、調査横穴が第6号までとなり、西側に存在する開口した横穴は、県指定でもあることから、第7号・第8号とし調査対象外とした。

削除を受けている5基の横穴については、構造・性格を完全に把握することは無理な状況にあった。調査では、第3号に残された東西の壁及び奥壁に、かなり風化はしているものの線刻の壁画と思えるものを認めることができたが、当初は、その信ぴょう性について確信がもてなかった。

ところが、東に離れた第1号横穴の調査が進むにつれて、この横穴の東西両壁に線刻の人物像が、くっきりと描かれていることが確認された。これは疑い得ないものであった。

広原横穴群については、従前から羨門が開口していたため、盗掘も多分に受けているものと思えることや、それに共同墓地整備による削除といった憂き目にあい、完全な状態での把握はでき得なかった。しかし、今回の調査によって、宮崎県で数少ない壁画の発見をみたことは大変意義深いものであった。

調査団の組織

調査主体	宮崎市教育委員会
調査員	石川恒太郎（宮崎市文化財審議委員）
調査補助員	田ノ上 哲、北郷 泰道（以上 宮崎考古学会員） 足立 宏美、渡辺 康隆、東 光一、花田 良彦、緒方 昭彦、福村 修一、 浜川 道也、上山 伸二（以上 宮崎大学史学研究部）
調査協力	田中 茂（宮崎市立国富小学校教諭） 茂山 護（宮崎県総合博物館学芸員）

事務局

宮崎市教育委員会

教育長 渡辺 綱夫

社会教育課 課長 大島 清一

補佐 結城 康嘉

主事 野間 重孝 (調査担当)

主事補 甲斐 克美



第1図 広原横穴群周辺地形図

第 1 章 位置と歴史的環境

広原横穴群は、宮崎市街地の北方郊外にあたり、西都市に通ずる国道219号線の西方、大字広原字菅牟田7,570番地他に位置している。この地は、東に大字島之内を中心とする住吉平野、大字塩路を中心とする砂丘地帯、そして日向灘とひらけ、北は、宮崎都佐土原町東上那珂と接し、南は、大字新名爪を経て宮崎市街地へと通ずる。西は、大字瓜生野の垂水台地から延びる 標高 90m～100m の洪積台地を後背地として形成されている。

横穴は、垂水台地から、萩ノ台地へと延びる洪積台地の東根幹部の麓地区において、並行に入り込む小谷によって形成された、東西に突き出して小舌状丘陵の南側斜面に並列に設けられている。

周辺遺跡をひろってみると、西方に形成されている垂水台地と称される洪積台地に旧石器のナイフ型石器を出土した垂水遺跡が知られている他、縄文時代、弥生時代の散布地をみることができる。また、日向灘に沿う砂丘地帯には、宮崎大学放牧場遺跡、江田遺跡、塩路遺跡、山崎遺跡、元村遺跡等の弥生時代中期の多くの遺跡が分布している。古墳時代になると、宮崎市立住吉中学校の南方に所在する島ノ内古墳（前方後円墳）の他、大字芳土に所在する国指定史跡「蓮ヶ池横穴群」、平和ヶ丘西町に所在する県指定史跡「池内横穴」、大字上北方に所在する県指定古墳「瓜生野村古墳」のうち、上北方横穴と多数の横穴が、垂水台地を中心とする洪積台地の端部斜面に集中的に構築されており、宮崎市内に分布する横穴の大部分は、この地域に存するといっても過言ではない。

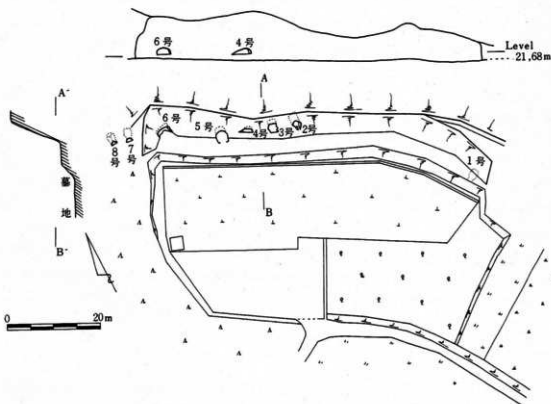
古墳時代以降になると、広原地区は、建久年間（1190年～1199年）には、新名爪八幡宮を中心とする宇佐宮領となり、弁済使七郎助綱の管轄となる。延元年間（1336年～1340年）の頃は、高鍋藩の土持氏支族の所轄となる。以後、永享（1429年～1441年）から長祿（1457年～1460年）の初めまでに、土持氏は伊東祐堯によって滅され、伊東氏が、しばらくの間所轄するが、天正5年（1577年）に、伊東氏は島津氏に破れ、豊後に逃れ島津氏の領地となる。天正15年（1587年）に豊臣秀吉は島津豊久を佐土原城に入城させ、関ヶ原の戦いで島津豊久が戦死するまで、その所領は続いた。豊久死後3年間 は幕府領となったが、慶長8年（1603年）に島津以久が佐土原城に入城し、再び、島津氏の所領となり、明治4年にいたる269年間その所領が続いた。その後、美英津県に属し、明治6年に美英津県が廃せられたため、宮崎県に属したが、宮崎県は明治9年8月に廃せられ鹿児島県に属した。明治16年7月に鹿児島県から分離し、再び宮崎県に属して今日にいたっている。（註1） 以上のような歴史的背景の中で広原地区の盛衰もいろうられ、近接した新名爪八幡宮には、宇佐八幡宮との関係において舞楽面「陵王」（宮崎市指定有形文化財）が存在し、極楽寺地区には、石塔群や木造釈迦如来座像等があり、畑地区には、木造11面観音立像1軀（宮崎市指定有形文化財）があつて往時の歴史的遺物が多く残されている。

第2章 横穴群

今回の調査対象となった横穴は、第1号を除いて昭和14年1月27日に県指定住吉村古墳の中に包括されていたものであるが、なにしろ戦前の指定であることや、丘陵の斜面に羨道（羨門）をもち、玄室等の内部構造が地表上に現われていなく、人目につきにくいものであったため、その所在も判然としない状況にあった。

横穴は、東西に延びる舌状の小丘陵の南斜面、シルト岩層に並列に構築されたものである。主軸はすべて南北の方位を示し、南側に羨道を設けている。

後背地である丘陵は、シルト岩層（細粒砂岩）を基盤としており、この層は、厚く軟質であるため横穴構築には最適だったといえ、この周辺地域に分布する「蓮ヶ池横穴群」、「池内横穴群」、「上北方横穴群」も、すべてこのシルト岩層に構築されている。



第2図 広原横穴群第1号～8号位置圖

I. 第1号横穴

1. 位置と現状

この横穴は、未開口のものであり、調査中に発見されたものである。他の開口横穴より東に35mほど離れて1基のみ位置し、玄室床面平均標高が18.24mと低い。

共同墓地改葬事業の拡張工事によって、丘陵斜面を削除された際に玄室天井部が陥没して、玄室内は埋った状態であった。前庭部は削除され、羨道も1部分を削除されている。

2. 構造

玄室を北に、羨道部を南にして、主軸はN41°Eの方位を示している。

玄室は、縦長の長方形を成し、主軸の長さは250cm、東方側250cm、西方側は、袖部が流れる傾向にあり判然としない。幅については、第3図のA-Bで205cm、高さは天井部が陥没しているため正確には出せないが、奥部の残存部分では143cmを計る。構造は、横断面が、やや台形状を呈し、切り妻型からドーム型への移行したものであろう。床面は奥部が広く、羨道部に寄ってやや狭くなり、玄室と羨道部との区画が退化傾向にある。また、左右両側に排水溝がみられ、奥部から羨道部への傾斜がみられる。羨道部は、幅108cm、高さ60cmを計り、奥行きについては、完掘していないため不詳である。

この横穴で注目されるのは、玄室の東壁面と西壁面に幅10mほどの獣状の工具で壁面を調整した後、人物像を主体とする壁面を練刻していることである。この壁面については後章で述べる。

3. 遺物

遺物が非常に少なく、玄室と羨道の境において、須恵器片と土師器の小片を出土しているのみである。

須恵器 (第7図)

鉢 口縁部を欠く胴部から底部にかけての破片で、胴部はこ張せず直行するようなかたちでヘラ切り離しの底部へと移行するものである。胴部推定径は、18.5cmである。轆轤成形によるもので、外面胴部は横ナデによるもので、胴部から底部にかかる曲部は、横ナデ調整後に上下2段階位にヘラ削り整形を行っている。内面は、刷毛状のもので横ナデ調整を行っているが、底部については荒い調整となっており、器形は深鉢形を呈するものと思われる。胎土には少量の砂粒を含み、焼成は良く、外面が青灰色で内面が暗褐色を呈する。

II. 第2号横穴

1. 位置と現状

第1号横穴から西に35mほど離れて、玄室床面平均標高21.49mの位置に構築されている。玄室奥部天井から羨道部床面にかけて斜めに削除されているため、全体的な構造は判然としない。

2. 構造

玄室を北に、羨道を南にし主軸はN8°Eの方位を示している。

玄室床面は、やや方形を成し主軸の長さは235cm、東方側の長さは220cmで、側部から羨道部への袖は鈍角を成す。西方側の長さは245cmで袖部がはっきりしている。幅については、玄室奥部寄りでは235cm、玄室の高さについては、削除を受けているため判然としない。玄室断面は切妻型である。また、玄室前部から羨道部にかけてT字状の排水溝がみられ、東西に延びる86cmの溝は、幅10cm、深さ5cmである。南北に延びる溝は、幅21cm、深さ16cmを計り、長さについては削除を受けているため不明であるが、羨道の西壁に沿いながら前庭部まで続くものと思われる。

羨道部は、床面を残すのみであって、玄室との境いにおいて幅115cm、残存している前部において、幅95cmを計りやや先細りの感をもつ。

3. 遺物

遺物が非常に少なく、羨道部奥部と玄室東側袖部に数点の破片をみるのみである。

土師器 (第8図①)

①は、底部のみの破片であり、器形は判然としないが、皿状を成すものと思われる。

外面は刷毛目調整が認められる。底部は非常に低い高台を付けたものである。色調は黄色を呈し、焼成は悪い。

須恵器

変形土器の胴部と思われる破片が2点出土しているが、これは同一個体である。

器形は判然としない。外面は横目叩きであり、外面に黒色の自然釉が付着した状態を呈している。内面は同心円文叩きが荒く残っている。

Ⅲ. 第3号横穴

1. 位置と現状

第2号横穴から西に4mほど離れて、玄室床面平均標高21.74mと高い位置に構築されている。玄室奥部天井から玄室床面前部にかけて削除されており、玄室床面、奥壁、東西両壁の一部を残すのみとなっている。

この横穴も、第1号横穴と同じく壁面が線刻されており、残存部の東西両壁と奥壁にそれを見ることが出来る。

2. 構造

玄室を北に、羨道を南にし主軸はN6°Wの方位を示している。

玄室床面は、やや方形を成し主軸の長さは230cmで、東方側のみが残り、西方側は1部が削除を受けている。幅については、玄室奥部が250cm、現存している前部が220cmと前部においてややすばまる傾向にある。玄室構造は奥壁から切妻型であることがうかがわれる。

3. 遺物

玄室内部はかなり攪乱をされているものと思え、遺物は須恵器のみが破砕した状態で東側壁よりに

散乱している。

墳蓋 (9図①②)

口縁部のみ的小片2点が出土しており、別個体である。双方とも、内面に身受けのかえりをもつものであり、かえりが口縁より外にできたものから口縁内側になる退化傾向をもつものである。なにしろ、小片であるため全体的な器形は判然としないが、①は、かえりが口縁部と同一高にあり、扁平な器形を呈するものと思える。外面から口縁部内側にかけて黒色の自然釉の付着をみる。

②は、かえりが口縁部より低く、口縁部から体部にかけて角度をもつ。胎土には砂粒を多く含み、焼成は良好で青灰色を呈する。

墳身 (第9図③④⑤)

③、④ともに口縁部から体部にかけての破片である。底部に高台をもつ器形を成すものと思われる。底部は高台より外に張り出して稜をもち、体部から口縁部にやや開きながら直線的に立ちあがる。口縁部から体部にかけては内外面とも横ナデ調整であり、底部にかけてはヘラ削りである。胎土に少量の砂粒を含み、焼成は良好で青灰色を呈する。

⑤は、高台付の底部破片である。全体的な器形は伴らないが底部は高台より外に張り出して稜をもち、体部から口縁部へと開きながら直線的に立ちあがるものと思える。高台は貼り付けで、その貼り付け部分をよくみることが出来る。付高台は外開きとなる。底部外面はヘラ削りであり、内部は刷毛目調整である。胎土は少量の砂粒を含み、焼成は良好で青灰色を呈する。

甕 (第9図⑥) (第13図)

口縁部と胴部破片3点が出土している。口縁部は外反し、頸部から胴部にかけてこ張り、胴部にいたってはそれほど張しない。破片のみであるため、復元器形を知ることができない。

口縁部は内外面とも横ナデ調整であり、黒色自然釉の付着をみる。胴部は外面を横目叩きで調整し、一部に黒色自然釉の付着がみられ、内面は同心円文の叩目が密である。胎土は少量の砂粒を含み、焼成は良好で黒褐色を呈する。

IV. 第4号横穴

1. 位置と現状

第3号横穴から西へ4mほど離れて、玄室奥部床面標高21.75mの位置に構築されている。

この横穴は、著しく削除を受けており、玄室奥部床面と奥壁の1部を残すのみとなっており、主軸方位、構造については判然としない。

2. 構造

玄室を北に、羨道を南にして主軸方位がやや東に傾いている。玄室奥部の幅については、290cmを計ることができる。また、残存奥部からは、ややドーム型に移行しつつある切妻型の構造をもつことが推察できる。

3. 遺物

構造は、玄室奥部の一部のみしか残存していないため遺物の露出は少ない。遺物も破砕した状態で散

乱しており、完形品となるものはみられない。須恵器が多く、土師器はわずかに混入するのみである。

須恵器 (第10図①~④)

坏身 (①②③)

身は、蓋受けの立ちあがりのみられないもので、ヘラ切り離しの平坦な底部をなす。底部から体部へとやや開きながら直線的に立ちあがるもの①と、外傾して立ちあがるもの②③とに分けることができる。

①は、推定口縁部径が8.5cmで、器高3.5cmとやや小型である。口縁部から体部にかけては内外面とも横ナデ調整で、底部近くではヘラ削りである。胎土に少量の砂粒を含み、焼成は良好で青灰色を呈する。

②は、口縁部片のみであり、内外面とも横ナデ調整で、胎土に砂粒を含み青灰色を呈する。

③は、口縁部から底部の一部を残す破片である。体部までは、内外面とも横ナデによってよく整形されており、底部は、ヘラ削りである。胎土に少量の砂粒を含み、青灰色を呈する。

壺形土器 (第10図④)

④は、底部破片であり、器形はおそらく壺形土器を成すものと思われる。底部はかなり厚く高台は貼り付けてある。付高台は、高さ0.7cmで外方に張り出しており、横ナデ調整である。外面に黒色自然釉が付着している。胎土は荒い。焼成は悪く、黒灰色を呈する。

土師器 (第10図⑤)

盤 残存遺物として1点のみの出土であった。破片であるため復元器形はみることができないが、器高3.5cmを計ることができる。平坦な底部に、外に張り出す高さ0.5cmの貼り付の付高台をもつ。底部は、付高台から外に張り出して縁を成し、体部から口縁部にかけて内湾気味に立ちあがる。器面は刷毛目調整である。胎土は細かく、焼成は悪い。白黄色を呈する。

V. 第5号横穴

1. 位置と現状

第4号横穴から西へ2.5m 離れて玄室床面平均標高20.20m と、2号から6号の集団の中では最も低い位置に構築されている。

天井部及び側壁部については、玄室から羨道まで削除を受けている。しかし、この横穴は床面が低かったため、床面は良く残されていた。

2. 構造

玄室を北に羨道部を南にし、主軸はN 20° E の方位を示している。

玄室は、羨道に対して妻入型で、断面はやや鋭角のドーム型の構造を呈し、床面は長方形を成す。主軸の長さは310cmで、東方側で290cm、西方側で305cmを計る。幅については、奥壁よりで260cm、羨道部よりで233cmと奥部がやや広がる様相を呈している。羨道部から玄室への袖は東側で45cm、西側で25cmと、他の横穴に比してははっきりしている。

羨道部は、長さ85cm、幅については羨門部で100cm、玄室部との境で160cmと先細りのものである。

3. 遺物

この横穴は、天井部、側壁等の上部構造は削除によって失っているが、床面については良く残っていたため遺物も多く出土している。

須恵器 (第11図①②③⑥⑦⑧)

坏蓋、埴身、埴蓋がみられる。

坏蓋 (①②)

坏蓋は、ツمامミを有しないものであり、2個体分の破片が出土している。

①は、内面にかえりをもつもので、かえりが口縁よりやや外に出る。天井部をへら削りで、体部から口縁部を横ナデにより調整している。胎土に少量の砂粒を含み、焼成は悪く、黒灰色を呈する。

②は、内面にかえりをもつもので、かえりが口縁部より低い。天井部をへら削りで、体部から口縁部にかけて二重のへら削りによって調整している。胎土に砂粒を含み、焼成は良好で、青灰色を呈する。

埴蓋 (③⑥)

③は、口径17.7cm、器高3.2cmを計る。天井部ツمامミは扁平でボタン状を呈する。口縁部は天井部からの開きに対して平行となり、口唇部に沈線による縁取りを施し、内側に稜をもつ。

天井部はへら調整が成され、口縁部は内外面とも横ナデ調整である。胎土に砂粒を含み、焼成時にゆがみを生じている。色調は灰色を呈する。

⑥は、口径15.2cm、器高45cmを計る。天井部ツمامミは扁平でボタン状を呈する。天井部はかなりの角度をもち、他に比して器高が高い。口唇部は垂直に高さ0.6cmの縁取りを行っている。天井部外面に、右まわりのへら削り、内面は横ナデ調整を行っており、口縁部は、内外面とも横ナデ調整である。胎土に砂粒を含み、焼成は良好で灰色を呈する。

埴身 (⑦⑧)

⑦は、口縁部から体部にかけての破片であり、高台が付くか否かについては判然としないが、器形からして、おそらく付くものと思われる。口縁部がやや開く感じのものである。外面は横ナデ調整である。胎土に少量の砂粒を含み、焼成は悪く白灰色を呈する。

⑧は、小形の高台付であり、底部が外に張り出して稜を成し、体部から口縁部とやや開き気味ながら直線的に立ちあがる。高台は貼り付けで、付高台は内湾気味で外に張り出す。高さは0.6cm、口縁部から体部は横ナデ調整で底部及び高台はへら削りである。胎土は密であるが、焼成は悪く白灰色を呈する。

土師器 (第11図④⑤⑨⑩)

土師器は、埴蓋のみが4個体分出土しており、3個体分には天井部に貼り付けのツمامミを有しているが、口縁部にかえりのある⑤については判然としない。

埴蓋 (④⑤⑨⑩)

④は、復元口径が19.5cm、器高2.7cmを計る。天井部に扁平なツمامミを貼り付けている。

口縁部は、扁平な天井部を引き延ばしているのみで、かえりや縁取り等はみられない。磨減が著しく器面調整については判然としない。焼成が悪く、白黄色を呈している。

⑤は、破砕した口縁部である④と異なり、口縁部にかえりをもつものであり、かえりが口縁部より

外に出るものである。整形、焼成とも悪く、白灰色を呈する。

VI. 第6号横穴

1. 位置と現状

第5号横穴から西へ8mほど離れて、玄室奥部床面が標高21.78mの位置に構築されている。この横穴も第4号横穴と同様に、著しく削除を受けており、玄室奥部の1部を残すのみとなっており、主軸方位、構造については判然としない。

2. 構造

玄室を北に、羨道を南にしており、主軸方位がやや西に傾いている。玄室奥部幅については、372cmを計ることができる。また、構造は妻入型を成すものと思われるが、断面構造については残存部分が少なく判然としない。

3. 遺物

削除が著しく、構造そのものの残存が少ない。遺物は、玄室奥部に破砕した状態の須恵器が数点認められたのみであった。

埴蓋 (第12図①)

口縁部を欠く天井部だけの破片で、それほど器形の大きいものではない。天井部に径2cmで高さ0.5cmの尖り状のツマミを有する。天井部外面はヘラ削りで、内面は横ナデ調整を行っている。胎土に少量の砂粒を含み、焼成は良好で青灰色を呈する。

埴身 (第12図②③)

②は、口縁部から体部にかけての小片であり、底部については判然としない。内面、外面とも横ナデ調整である。胎土に少量の砂粒を含み、焼成は悪く、白灰色を呈する。

③は、体部から底部にかけての破片であり、底部に高台の1部をみることができる。底部は高台から張り出して稜をもち、体部は外反気味に開きながら立ちあがる。内面、外面ともに横ナデ調整である。胎土に少量の砂粒を含み、焼成は良好で、内面は青灰色、外面は黒灰色を呈する。

坏身 (第13図④)

底部破片で、体部にかけては非常に薄くなり、やや開き気味に立ちあがり、それほど高い器高は示さないものと思える。底部はヘラ切り離しによるもので、ヘラ記号を認めることができる。内面は横ナデ調整である。胎土に少量の砂粒を含み、焼成は良好で青灰色を呈する。

第 3 章 壁 画

広原横穴群は、横穴の存する丘陵斜面が削除されたことによって、再発見となったものである。

構造等については、削除によって失われている部分が多大であったが、線刻画のみられる第 1 号横穴は、天井部が陥没という状態での発見、第 3 号横穴は、奥壁及び左右側壁の 1 部を残す状態であった。第 1 号横穴の線刻画については、以前から知られていない横穴であり、未開口のものであったため、その信ぴょう性は高いものであろう。

第 3 号横穴のものは、以前から開口していたものであるが、地元の古老や土地所有者に話を聞くと、開口していた横穴の中で、第 3 号のみに“絵がみられた。”と言っていることから、線刻画とみてよいものであろう。いずれも線刻によって人物を主体に描かれているものである。

I. 第 1 号横穴線刻画

この横穴は、玄室天井部が陥没した状態であり、天井部まで埋った状態であった。

線刻画は、玄室の東側壁と西側壁にみることができる。画区は、青色を呈する硬質の粘板岩層を基盤とする、シルト岩層（軟質の砂粒岩）の下部に設けている。この部位は、上部から浸透してきた鉄分が基盤の粘板岩層に阻まれて蓄積され、高さ 50cm 程度の赤褐色帯を成している。したがって、画区となる壁面は朱色を呈し、自然による彩色味を出している。また、幅 12cm ほどの獸状の工具で縦位に削り目を表わし、人工的な装飾味も表現している。

構図は、人物像を主体としており、人物が種々の格好をして並列に線刻されている。工具は、像がシャープに細線刻されていることから、先の尖がった刀子状の金属器が使用されたものと思われる。

1. 東側壁線刻画（第 4 図）

壁画は、床面から 39cm あがった位置を下限にして、高さ 40cm、幅 120cm、平均標高 18.83m の画区に人物像 9 体が描かれている。像は線刻による表現で、像高 25cm～30cm と小さいものである。

人物像を整理するうえで A 像～I 像とした。

A 像 頭部はやや変形した四角顔であり、眉は短線による線刻で、目及び口については太肉彫りである。体部は、縦線と横線による格子目状に表現されており、上肢については 1 本の線で表わし、右手に矢、左手に弓と思われるものを持ち、行動態を表わしている。下肢は表現していない。

B 像 頭部は、下顎がやや尖がった丸顔で、眉、目、口が平行短線による線刻である。体部は 2 本の縦線により表現され、上肢は右手を垂下し、左手をあげており持物は無い。下肢は表現していない。

C 像 B 像と D 像の頭上に描かれているもので、月及び太陽を表現した感もするが、良く観察すると、丸顔の人物像であることがわかる。眉は短線で、目は太肉彫り、口は短線で表現しており、頭部のみの像である。

D 像 頭部は、丸顔である。眉、目、鼻、口ともに平行短線により表現され、眉の端部がやや下がることから、悲しげな面相を呈している。体部は 3 本の縦線で表現され、上肢は垂下し、左肩口に

かけてハタ状のものをもつ。下肢は表現していない。

E像 頭部は、角ばった顔をしている。眉、目は短線で表し、眉の端部が下がる。口は太肉彫りで開いた状態をあらわし、非常に悲しい面相を呈している。体部は2本の縦線でこ張され、上肢は右手を垂下し、左手にハタ状のものをもつ。下肢は表現されていない。

F像 頭部だけの像であり、やや変形した角顔をしている。眉、目、口ともに短線で表現され、眉の端部が下がり、悲しい面相を呈している。

G像 F像の下部に描かれており、この像も頭部のみである。下顎部がやや尖がる丸顔をしており、眉、目については短線で描き、鼻、口は太肉彫りである。眉の端部が下がり悲しい面相を呈している。また、F像とH像との間には、鬚状のものが描かれており、G像がH像に向かってかざしている感がする。

H像 頭部は丸顔で、眉、目、鼻、口を平行に短線で描いており、悲しさの中にも穏やかな面相を呈している。体部は3本の縦線であらわし、上肢は垂下している。下肢は表現されているようにも思えるが判然としない。頭上には、複雑な線文が描かれており、他の像と異っているように思える。

I像 この像は、北端に当り他の像よりやや高い位置に描かれている。頭部は丸顔で、眉、目、鼻、口は短線により表現されており、童顔と思える面相を呈する。体部は2本の縦線で表現され、上肢は短く表現されている。下肢は表現されていない。

2. 西側壁線刻画 (第4図)

壁面は、床面から49cmあがった位置を下限にして、高さ40cm、残存幅70cm、平均標高18.87mの画区に、人物像(J・K)2体と、その他の画が描かれている。しかし、羨道部寄りの壁面が剥落しており、その剥落部分に像及び画が描かれていた可能性もあるため、全容については判らない。

確認できる像については、東側壁線刻画と同様であるが、体部のあらわし方がやや具体的になっている。

J像 J像の南側、剥落部分に接して縦線がみられるが、何を表現しているかはわからない。J像の頭部は丸顔を成し、下顎部は描いていない。目は太肉彫り、鼻、口については8の字状に描いており、口は開いた状態で、歌でも歌っているような様相を呈する。

体部は、横線8本を縦列に配し、縦線を中央部に貫いてあらわしている。上肢は、垂下しており、下肢については描いているような感もするが判然としない。

K像 頭部は丸顔を成し、下顎部は描いてない。両眉は1本の横線で、目は目尻があがる太肉彫りであり、鼻はU字状に描き、口は太肉彫りである。体部は、横線8本を縦列に配し、縦線3本を貫いて、格子目状にあらわしている。上肢は折り曲げて左肩口にかけて持物を抱えており、楽器でも奏でているような様態を呈している。下肢については判然としないが、表現しているむきもある。

画 K像の北側に接して1区の画が描いてある。この画は、長さ30cm、幅3cm、深さ4cmほどの縦位の掘り込みが25cmの間隔をおいて左右にあって、その画区の中に描かれている。中央部に壺状の形をした掘り込み(高さ15cm、こ張部分8cm、深さ8cm)があり、向って左側に接して4本の縦線が描かれ、先端部は北側になびくように数条に分かれて「穂」を思わせる画が線刻されている。

右側においては、点や短線による斜線、縦線、横線が組み合わされて、文字が縦位に1列刻されているような状態を呈している。

第1号横穴にみる線刻画を、全体的にとらえてみると、東側壁線刻画の人物像は単調な線刻によるもので、面相はみな“もの悲しい”表情を呈している。

体部、上肢等については非常に簡略化された素朴な表現が特徴的であろう。また、持物等も表現されているが、その性格については判然としない向きがある。

西壁の人物像は、2体がみられるが、面相は異なっている。J像は口を開け、話でもしているか、歌でも歌っているような柔軟な面相を呈し、K像は口を結び、目尻はつりあがって厳しい面相を呈している。

体部は、縦線と横線とによる格子目に表示しており、やや具体的な表現となっている。下肢については表現している向きもあるが、判然としない。

以上のように東側壁線刻画と西側壁線刻画とでは、それぞれの人物像の表現法及び性格が多少異なるように思える。

また、こうした線刻画の性格については、種々考えられるが、ここでは報告のみにとどめておく。

Ⅱ. 第3号横穴線刻画

この横穴は、従前から開口していたものであり、線刻画のあることも知られていた。

共同墓地改葬事業によって、玄室天井部及び側壁の大部分を削除されているため、線刻画は、その1部に認められるのみであり、それらも、非常に風化が進み全容を知ることにはできない。画区についても第1号横穴でみられるような画一化はみられない。

画は、人物像を主体としているが、線が肉太となり、表現が非常に簡略化され粗雑な感さえ受ける。

1. 東側壁線刻画

東側壁は、削除が著しく奥部の1部が残るのみである。床面より40cmほど上がった位置に顔面のみが線刻されている。眉、目尻ともにつり上がり、鼻はU字状に、口は張った状態が描かれ忿怒状の面相を呈している。

2. 西側壁線刻画

西側壁も削除が著しく、奥壁寄りの1部を残すのみとなっている。床面より50cmほど上がった位置に2体の像が接して描かれており、双方とも、頭部から体部にかけてを長径をもつ半円状に描き、その頂部下に、弧状に下顎部を刻して顔面を表わしている。細部については風化が著しく判然としないが、容姿としては座して腰をかがめた状態のように思える。

3. 奥壁線刻画

奥壁は、頂部のみが削除を受けている。床面より60cmほど上った西壁寄りに1像、中央部に1像、

や離れて1像、東壁寄りに1像の人物像をみることができる。また、それらの周囲に他の線刻を認めることができるが、風化が著しく判然としない。上記の人物像については、頭部から体部にかけてを鋭角をもつ弧状に描き、下顎部を刻して顔面をあらわしている。眉、目尻ともに下り、鼻、口については平行の短線で描いている。

容姿は、首をかがめた状態を呈している。他に、床面より約30cmほど上がった下段、中央部に人物像と長方形の線刻をみることができる。この像は、他の像に比して線刻が細く、シャープである。頭部は、下顎がやや尖がった丸顔を呈し、眉、目、鼻、口ともにはっきりとしている。体部は、膨張する2本の線刻で描かれている。上肢、下肢については表現がない。

人物像の向って右側に縦長の長方形の図形が刻されているが、何を表現しているかは判然としない。

Ⅲ. 宮崎地方における横穴及び地下式横穴にみられる壁画

西北九州を起源とする装飾古墳は、現在では、山陰、関西、関東、東北とその分布を広げている。そうした中で、過去、宮崎地方においては、装飾古墳はみられないという考え方が一般的であったが、近年になって徐々にではあるが、その発見例がみられるようになった。しかし、高塚に伴う横穴石室にみられるような初源的な装飾古墳はみられない。それは、宮崎地方には高塚を有する古墳群は多数分布するが、古墳文化伝播の問題や風土上の問題から、数例（西都原古墳群中の「鬼の岩屋古墳」、西都市穂北の「千畑古墳」）を除いて、内部構造に横穴石室を設けていないことに起因するものと思われる。一方、そうした「室」を設けることに類似性をもつ横穴及び地下式横穴の出現によって、装飾が用いられるようになったものと思われる。

そこで、宮崎地方にみられる装飾古墳について、横穴及び地下式横穴の構造上の装飾については除外して、「描かれたもの」という観点から、過去の発見例をみると、彩色壁画（玄室及び羨道内部が朱塗りであるもの）、形象壁画（物を描いているもの）、線刻壁画（線刻で物を表現しているもの）とに大別してみた。分類法には種々あろうかと思うが、宮崎地方で発見されている壁画を整理する意味から上記分類を行った。

1. 彩色壁画

これは、玄室の壁及び羨道の壁に朱を塗って装飾味を出すとともに、葬礼に対する除魔をもかねたものと思われる。こうした例は、東諸県郡国富町の「飯盛地下式古墳第1号」（註2）（玄室北壁のみにみられる）、宮崎市下北方町塚原の「下北方地下式横穴第5号」（註3）（玄室壁面全体にみられる）、西都市上穂北「上穂北横穴第23号」（註4）と、西諸県郡高原町大字広原字旭台の「旭台地下式古墳第13号」（註5）の4例が知られている。

2. 形象壁画

これは、家屋の構造を溝状の掘り込みや朱線によって表現したものである。

溝状の掘り込みによって棟や構状を表現したものに、国富町字狐平の「六野原地下式古墳第2号」（註6）がある。また朱線によって、東柱や屋根葺きの状況を表現したものに、西諸県郡高原町大字広

原字旭台の「旭台地下式古墳第6号、第7号、第12号」(註5)がある。また、未報告ではあるが、昭和53年8月に発見された西諸県郡野尻町三ヶ野山大萩の「大萩地下式横穴(仮称)」(註7)にも類例の壁画が描かれており、5例が知られている。

3. 線刻壁画

これは、玄室内の壁面に端部の尖がった施文具によって線刻された壁画であり、鳥をあらわしたものと、人物像をあらわした2類がみられる。

鳥をあらわしたものは、過去、宮崎県においての壁画としてとりあげられていた唯一のもので、宮崎市大字芳土字祝田の「祝田横穴南1号」(註8)にある。また、人物像をあらわしたものは、本報告のものと、西都市上穂北の上江地区に存する「上穂北横穴第33号」(註4)“円文の刻画がある壁画横穴である”とされているが、図版からすると、人物像を描いているようにも思える。しかし、この横穴は開口横穴であり、学術調査も行なわれていないため定かなことはいえないが、線刻壁画は4例が知られている。

以上のように、宮崎県においても時期の差こそあれ、13例(未確認のものが数例あると思われる)の装飾古墳が発見されており、「装飾古墳」についても、見なおす時期にきている。

今後の調査によって、その例も追加され体系付けられるものと確信する。

第4章 結語

広原横穴群の調査は、共同墓地改葬事業による削除という事件によって行われたものであり、本来ならば保存されていかなければならないものであった。しかし、第1号、第3号に線刻画を確認したことは、これまで高崎地方に稀薄であるといわれてきた装飾古墳に、その類例を加えることができたことは意義深いものであろう。

さて、横穴の構築時期であるが、大半が削除を受けているため、構造上からは判断し難い。

遺物についても、以前から開口していることもあって、後世になって盗掘も多分に受けているものと思え、出土が稀薄であった。したがって、構築年代を決める資料に乏しい状況を呈している。

第1号横穴 構造が残っている横穴である。玄室床面が縦長の長方形を呈し、羨道部との区画(袖部)が退化現象にあることや、天井部が切妻型から鈍角を成すドーム状に移行していることなどから、構造上からは横穴の終末期に相当するものと思える。また、遺物の須恵器は、胴長の深鉢状を呈しており、須恵器編年からすると、Ⅳの時期に相当するものと思える。以上のことから、この横穴は8世紀中葉時期に構築されたものと思える。

第2号横穴 玄室床面は、方形状を呈し、袖部はそれほどの退化現象はみられない。遺物は、土師器と須恵器の2点のみである。

土師器は、低い高台をもつ皿状のもので、須恵器は、外面を横目叩き、内面を同心円文叩き、黒色の自然釉が付着したもので、変形土器を呈するものと思える。須恵器編年から考えると、Ⅳの時期に相当するものと思え、8世紀中葉時期の構築と思われる。

第3号横穴 玄室床面は、方形状を呈し、天井部がドーム状を呈すると思われる。遺物は、須恵器のみで、身受けのみられる坑蓋、高台付の埴身、外面横目叩きで、内面に同心円文叩きのみられる変形土器がみられる。須恵器編年から考えると、Ⅳの後半からⅤの時期に相当するものと思え、8世紀の前葉から中葉時期の構築と思われる。

第4号横穴 削除が著しく構造は判然としない。遺物は、須恵器と土師器がみられる。須恵器は、坏身と壺形土器の底部と思われるものがあり、土師器には低い高台付の盤がみられる。須恵器編年から考えると、Ⅳの時期に相当するものと思え、8世紀の中葉時期の構築と思われる。

第5号横穴 天井部、側壁については削除を受けているが、床面については良く残されている。床面は、縦長の長方形を呈し、袖部もはっきりしている。遺物は須恵器と土師器がみられる。須恵器は、身受けのある坑蓋、身受けがなく天井部ツマミを有する坑蓋、高台付きの埴身があり、土師器には坑蓋がみられる。須恵器編年から考えると、Ⅳの時期に相当するものと思え、8世紀の中葉時期に構築されたものと思われる。

第6号横穴 削除が著しく構造は判らない。遺物は、須恵器のみで、天井部ツマミを有する坑蓋、高台が付くものと思われる埴、底部にへら記号を有する坏身がみられる。須恵器編年から考えるとⅣの時期に相当するものと思え、8世紀の中葉時期に構築されたものと思われる。

以上のごとく、各横穴の構築時期を試みたのであるが、前述したごとく構造上、遺物の稀薄さとい

う制約から正確なものとはいえない。

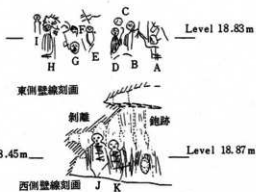
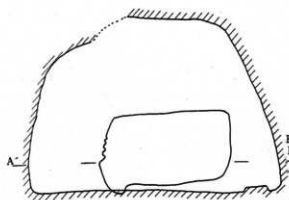
遺物を全体的にとらえてみると、①須恵器に比して土師器の混入度が非常に低くなること。②須恵器の中でも埴身、埴蓋が主体を成し、内面外面に叩目を有し黒色の自然釉が付着した甕等を共判すること。③武器や農耕具等の鉄製品や装身具等については、1点もみることができないこと等によって、薄葬となった古墳時代終末期から歴史時代への様相を強く呈していることがいえよう。

壁画については、祝田横穴の南1号(註8)の線刻壁画が、6世紀後半から6世紀末、旭台地下式横穴古墳の米線による形象壁画が古墳時代後期でも前半に属することなどから、広原横穴の線刻画を8世紀の中葉と比定するならば、現在のところ古墳における壁画の描かれた時期の下限とみて良いものであろう。また、8世紀ともなると歴史時代に入っているわけであるが、宮崎においては依然として古墳時代の終末期を存続させていることは、特徴的な事柄というべきものであろう。

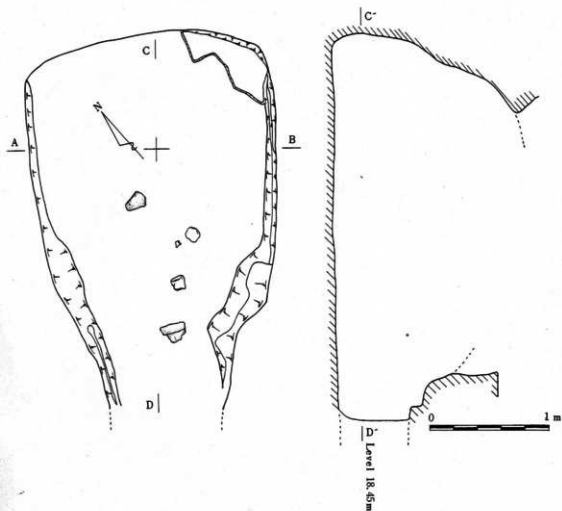
註

- 1) 第1章の歴史的環境については、平部崎南著「日向地誌」(昭和48年12月復刻版、青潮社)の廣原村の部を参考とした。
- 2) 石川恒太郎「地下式古墳の研究」ぎょうせい刊(昭和48年12月)
- 3) 「下北方地下式横穴第5号」宮崎市文化財調査報告書第3集(1977)
- 4) 曾我部長良「日向の横穴」(昭和50年10月)P.301
- 5) 「宮崎県文化財調査報告書」第19集 宮崎県教育委員会(昭和51年度)
- 6) 「史蹟名勝天然記念物調査報告書」第十三輯(六野原古墳調査報告)宮崎県(昭和19年)
- 7) 「宮崎日日新聞」記事(昭和53年8月30日付)
- 8) 鈴木重治「宮崎県下の原始絵画」(Ⅲ、原始時代の絵画、横穴線刻画の新例)「古代学研究」第45号(1966年9月)
- 9) 第5章「結語」に使用している須恵器の編年は、小田富士雄「天觀寺山竈跡群」北九州市埋蔵文化財調査会(1977年)の豊前地域古竈跡出土須恵器編年図(1977年8月現在)を参考とした。

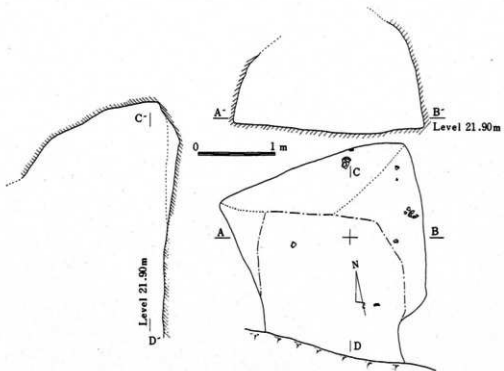
挿 図



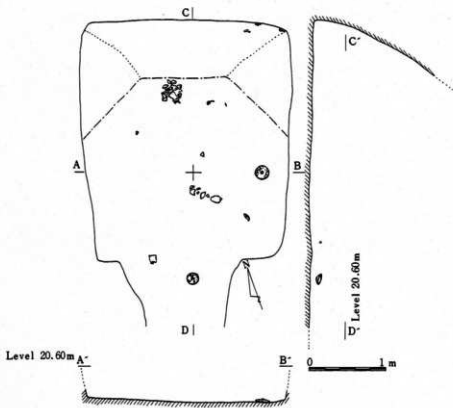
第 4 圖 第 1 号横穴線刻面実測圖



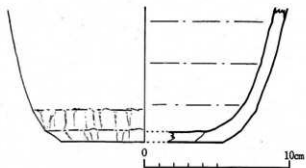
第 3 圖 第 1 号横穴实測圖



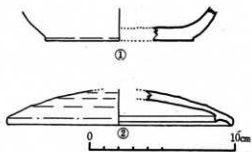
第 5 图 第 3 号横穴实测图



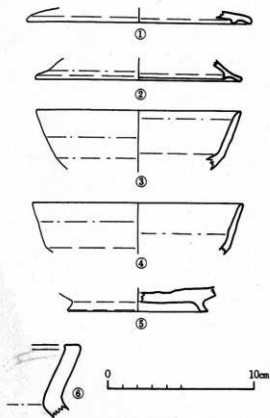
第 6 图 第 5 号横穴实测图



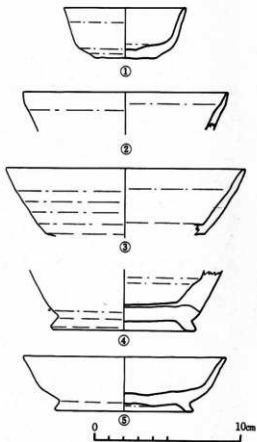
第 7 图 第 1 号横穴遺物実測図
鉢形土器 (須惠器片)



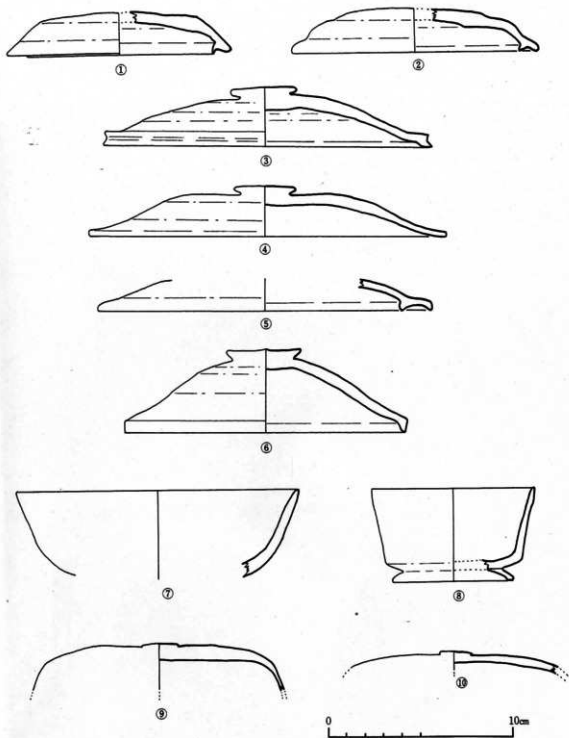
第 8 图 第 2 号横穴遺物実測図
①皿状土器 (土師器片)
②坏蓋 (辨土中、須惠器片)



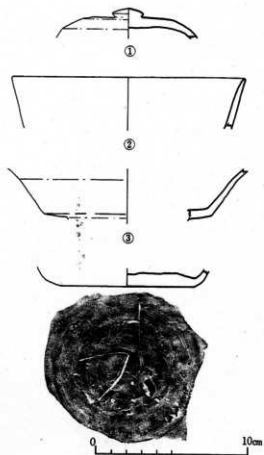
第 9 图 第 3 号横穴遺物実測図
坏蓋①②、坏身③④⑤、甕⑥⑦ (須惠器片)



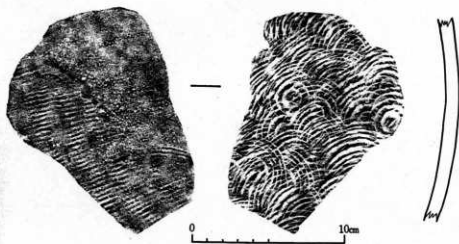
第 10 图 第 4 号横穴遺物実測図
坏身①②③、甕形土器④ (須惠器片)
甕⑤ (土師器片)



第 11 图 第 5 号横穴遺物実測図
 坏蓋①②、埴蓋③④、埴身⑦⑧（須惠器片）
 埴蓋④⑤⑨⑩（土師器片）

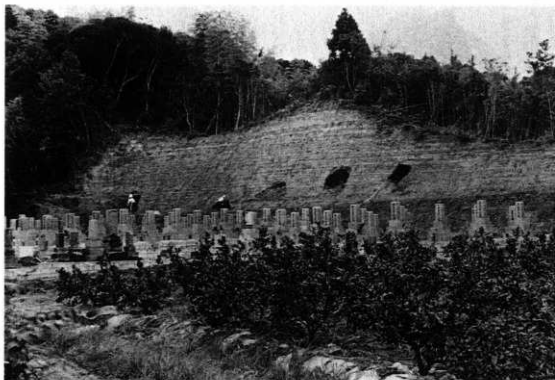


第 12 図 第 6 号横穴遺物実測図
 境蓋①、境身②③、坏身、ヘラ記号拓影④(須恵器片)



第 13 図 第 3 号横穴遺物拓影
 甕形土器(外面横目叩、内面同心円文叩)

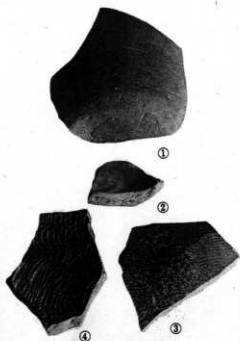
圖 版



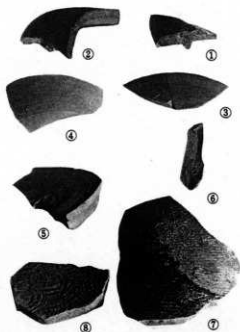
図版1) 広原横穴群第2号～6号全景



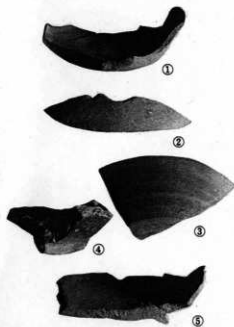
図版2) 第5号横穴現況構造



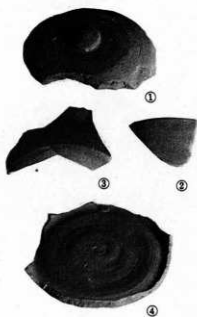
图版3) 第1号横穴①、第2号横穴②~④出土遺物
 ①鉢形土器(須惠器片)、②皿状土器
 ③④甕形土器(須惠器片)
 [③外面横目叩、④内面同心円文叩]



图版4) 第3号横穴出土遺物
 ①②埴蓋(須惠器片)、③④⑤埴身(須惠器片)、⑥⑦⑧甕形土器(須惠器片)
 [⑦外面、横目叩、⑧内面、同心円文叩]



图版5) 第4号横穴出土遺物
 ①②③坏身(須惠器)
 ④甕形土器底部(須惠器片)
 ⑤盤(土器器片)



图版7) 第6号横穴出土遺物
 ①埴蓋(須惠器片)
 ②③埴身(須惠器片)
 ④坏身(須惠器片)



图版6) 第5号横穴出土遺物

①②坏蓋 (須惠器片)、③④坏蓋 (須惠器)

⑤⑥坏身 (須惠器片)、⑦坏蓋 (土師器片)



図版(8) 第1号横穴線刻面



图版9) 第1号横穴線刻画



奥壁東側上部線刻画



東側壁線刻画



西側壁及び奥壁線刻画



奥壁下部線刻画

広原横穴群発掘調査報告書

昭和54年3月31日発行

編集・発行 宮崎市教育委員会

印刷 小柳印刷株式会社
宮崎市旭1丁目6-25

